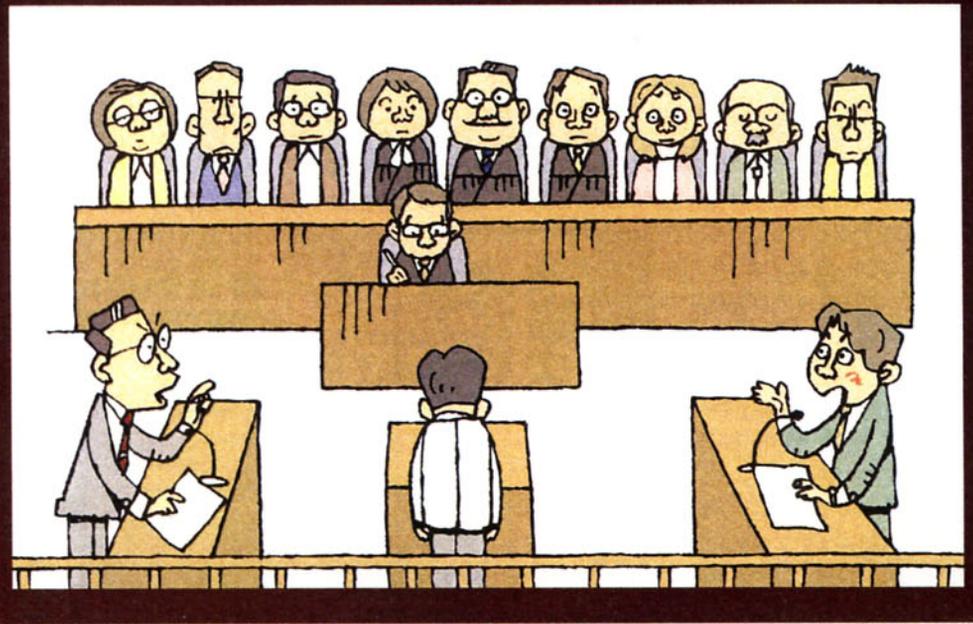


候補者の52%が辞退…

裁判員制度開始1年 国民も検察も及び腰



「裁判 判の期間中はほとんど眠れなかったし、食欲も大幅に落ちた。二度とやりたくない」

覚せい剤取締法違反事件で裁判員を経験したAさんは、こう感想を漏らす。「素人の自分をはたして人を裁いていいのかという疑問は今も持っている。覚せい剤の不法所持の事

件だったからまだしも、これが殺人事件だったら心理的な負担はいったいどれほどだったかと思う」。

裁判員制度の開始から1年。最高裁が今年1月実施し3月に公表したアンケート（左ページ）によれば、「刑事裁判に参加する」とした場合、心配や支障となるものは？」という

質問に対し、8割近い人が「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」と回答。参加したい、参加してもよいと答えた人は、2割にも満たない。素人が他人を裁くことに疑問を感じたAさんの感覚は、平均的な国民の感覚と言えるだろう。

確かに、日本は先進国の中では「裁判への国民参加」が最も遅れた国である。そのことが司法制度改革の議論の場において裁判員制度導入が決まった大きな理由と言える。

国民が戦いの末に勝ち取った制度というわけではない。そのため、ほとんどの国民が積極的な意義を見いだしているわけではないだろう。導入前から強力に裁判員制度導入に反対してきた高山俊吉弁護士は「諸外国の陪審員制度とは根本的に制度の考え方が違うため、国民に受け入れられないのは当然だ」と言う。

衆議により判決を下す陪審制の起源は古く、十分な犯罪捜査機関がなかったフランス王国で、地域の有力者に犯罪の告発義務を担わせる制度として誕生した。米国の陪審員制度は、英国の植民地だった時代に英国が導入したもので、当時は英国が植民地住民のみで構成される陪審員が、同胞である植民地住民を守る役割を果たしていた。この思想は英国

からの独立後も引き継がれ、多くの米国民は、同胞を裁く。のではなく、国家による不当な制裁から、同胞を守る。ことが陪審員の役割だと認識している。被告人にとって、陪審員は自分を守る盾。盾を使うか使わないかは、被告人が選択できる。

ひるがえって日本の裁判員制度は被告人の権利ではなく、被告人は裁判員裁判を使うか使わないかを決めることはできない。同胞である被告人を国家による不当な制裁から守るという発想があるわけではない。「国家は裁判員制度を使うことで、過去の司法判断は正しかったのだ」ということを国民に刷り込もうとしている。そんな制度は即刻廃止すべきだ」（高山弁護士）。

最高裁の調査結果を見ると、今年1月末までに裁判員候補者となった1万8643名のうち、52%に当たる9777名が辞退を認められ、そのうち798名は期日に裁判所に行つてから辞退を認められている。

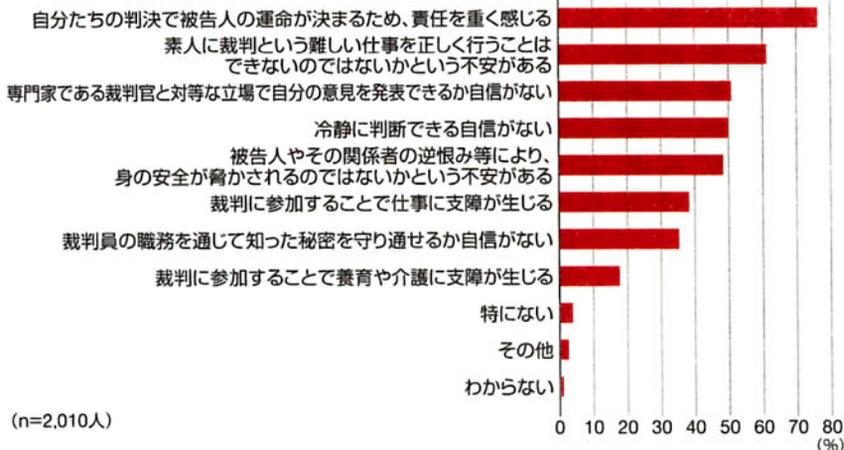
裁判員就任を「国民の義務」と言うたいながら徹底できないのも、制度の形は似ていても、根本的思想が欧米で育った国民参加型の司法制度とは異なるためなのかもしれない。

想定のおかずか半分？ 倦厭される裁判員裁判

被害者や検察官の間にも、裁判員

依然、国民の意識は消極的

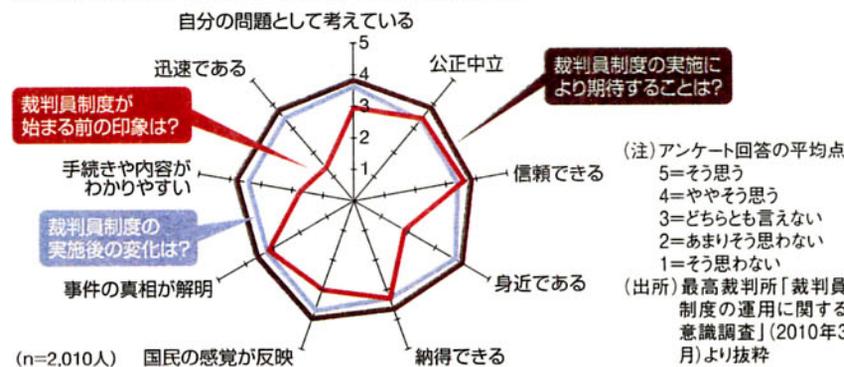
■ 刑事裁判に参加するとした場合、心配や支障となるものは？



■ 裁判員として刑事裁判に参加したいと思いますか？



■ 制度開始前・実施への期待・実施後の変化



裁判を倦厭する風潮がある。「裁判員裁判避けたい——被害者意向、「致傷」で立件せず」。今年4月10日、大分県で発生した女性暴行事件について、被害者が裁判員裁判となることを嫌がったため、大分県警が、裁判員裁判の対象になる強姦致傷容疑ではなく、強姦容疑で加害者を逮捕・送検したとするニュース

を全国紙が報じた。詳細な経緯は不明だが、被害者が思い出したくない被害について素人から根掘り葉掘り聞かれるのがつらいのは当然だろう。結局、この事件では検察は罪状どおりに強姦致傷で立件し、裁判員裁判になるというが、罪状を引き下げることで裁判員裁判を回避する動きは、無視できない

い問題になっている。高山弁護士は「検察にとって裁判員裁判は準備に膨大な手間暇がかかるので、できれば回避したいと考えても不思議ではない。犯罪を細かく振り分けて工夫をすれば、裁判員裁判の対象から外れる構成要件にもっていくことは可能。こういった工夫がかなり行われているのではない

か」と見る。今年1月までに全国の裁判所に立件された裁判員裁判の対象件数は1276件。「事前の試算上では、その倍程度ないとおかしい」(高山弁護士)という。確かに、裁判員裁判は、検察の負担が大きい。公判こそ数日で終了するスピード審理だが、公判前整理手続きにかかる期間は平均3・1カ月。立件から判決までは平均5・5カ月かかっている。

しかし、このことは大きなメリットをもたらしている。検察は裁判員が理解しやすいように周到な準備をして公判に臨んでおり、裁判員経験者の8割が検察官の説明をわかりやすかったとし、裁判官の説明については9割がわかりやすかったとしている。

裁判員を経験した冒頭のAさんも「検察官の説明は非常にわかりやすかったし、裁判官は実に根気よく裁判員の発言を聞き、誘導をしないよう、細心の注意を払っている印象を受けた」という。

従来は、公開裁判とは名ばかりで、傍聴者が理解できるかどうかについて、法曹関係者はほとんど関心を持っていなかった。このマインドに、変化を促したことは間違いない。解決しなければならぬ多くの課題はあるものの、こうした恩恵部分を無視してはならないだろう。